

IV 計画改定の考え方

1 平成20年度版 緑の基本計画の検証

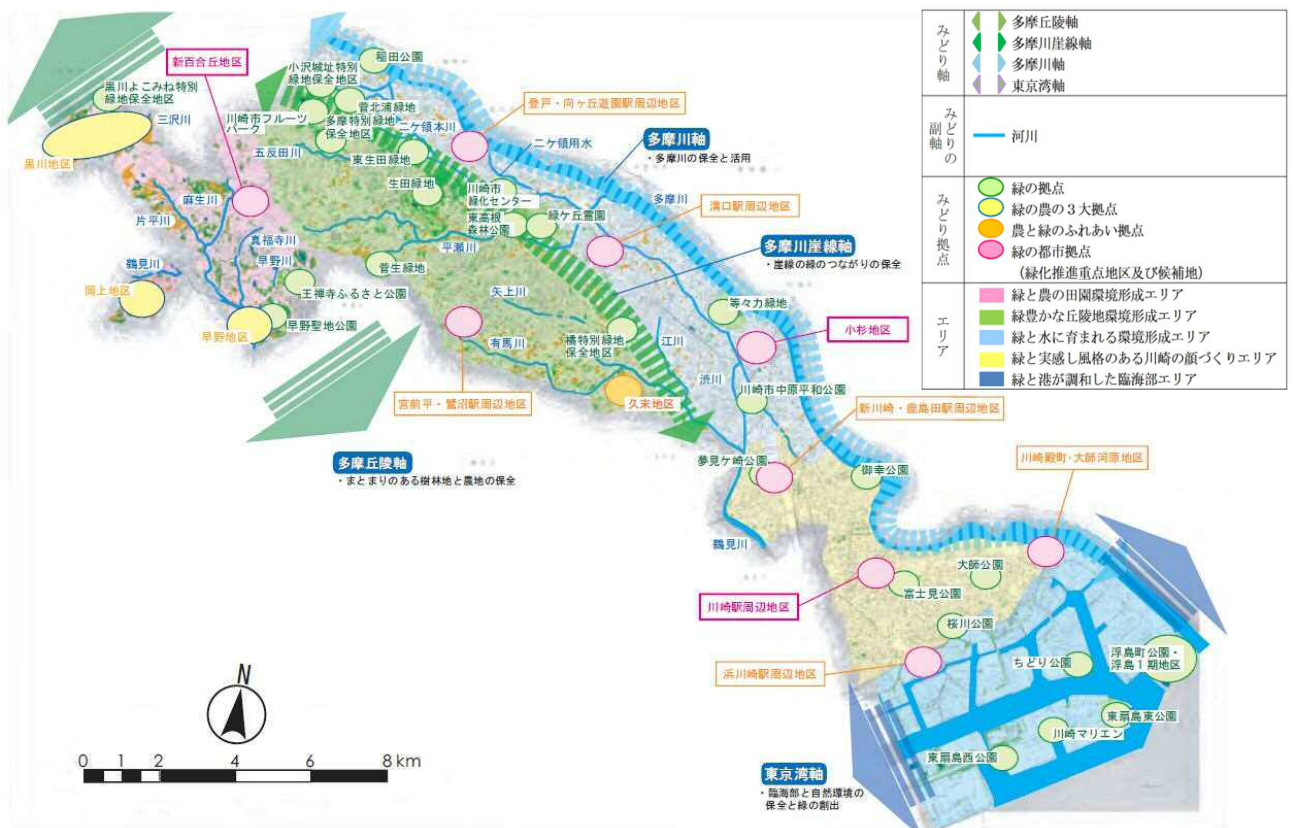
平成6年の都市緑地保全法（現「都市緑地法」）の改正により、市町村による「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）」の制度が創設されたことを受け、川崎市では、平成7年10月に「緑の基本計画『かわさき緑の30プラン』」を策定した。

その後、来るべき少子高齢社会に向け、市民や事業者との協働、連携により、誰もが緑を実感できる生活空間の実現を目指して、平成20年3月に「川崎市緑の基本計画」を策定し、「多様な緑が市民をつなぐ地球環境都市かわさきへ」を基本理念として、5つの基本方針に沿って様々な主体との協働により、緑の保全、創出、育成を進めてきた。

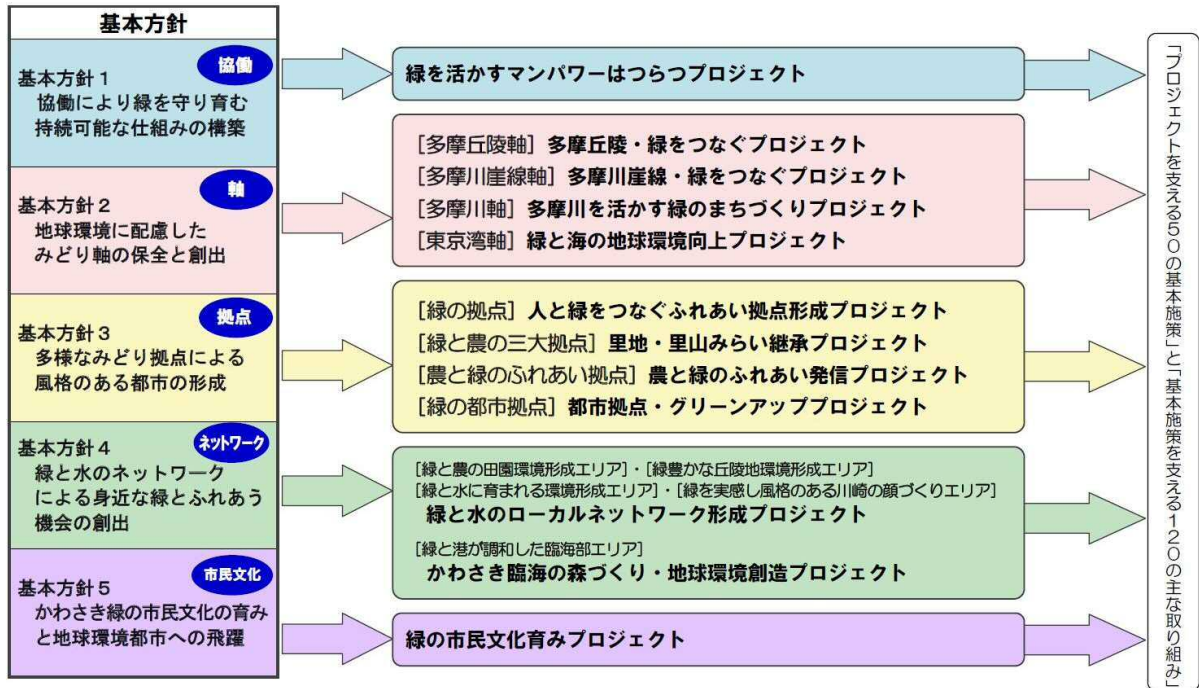
■ 基本理念

多様な緑が市民をつなぐ地球環境都市かわさきへ

■ 緑の将来像



■ 施策体系



(1) 施策目標の検証

現行計画は、「行政が主体的に取り組む緑のインフラの保全と創出」、「市民・事業者等が主体的に取り組む地域緑化の促進」、「水辺地空間の維持」により、約4,400ha（市域面積の約30%）の緑を様々な施策により保全、創出、育成するとともに、「緑を支える人材の育成」を目標として設定している。

このうち、緑の施策量に関しては、樹林地の保全、公園緑地の整備、地域緑化等の進展により、平成27年度末現在の実績として、約4,283ha（市域面積の約29.7%、進捗率約97.3%）の施策を進めている。

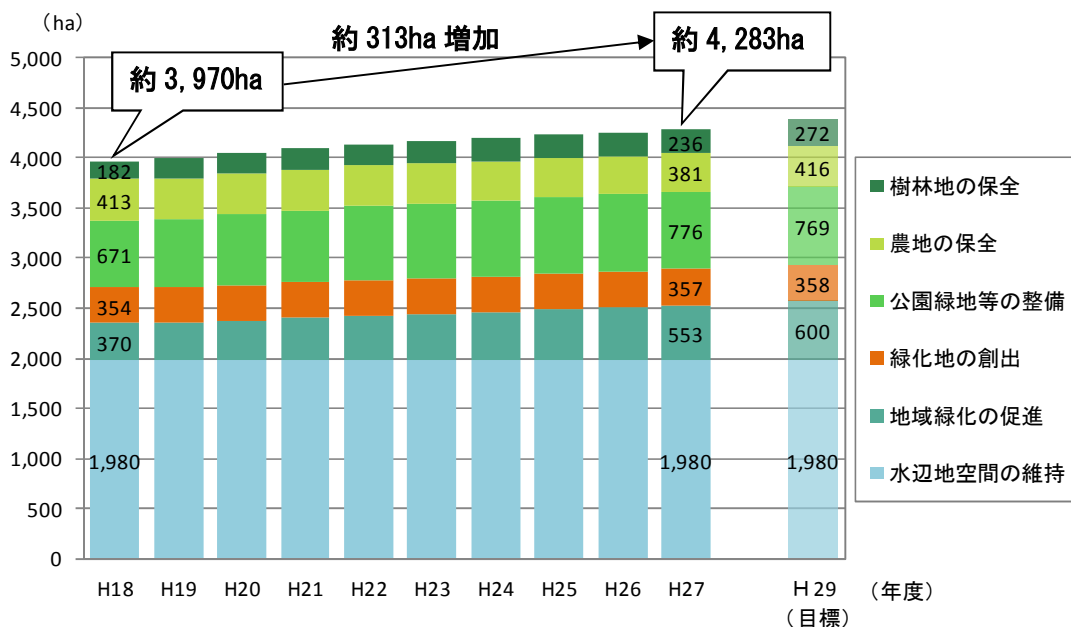
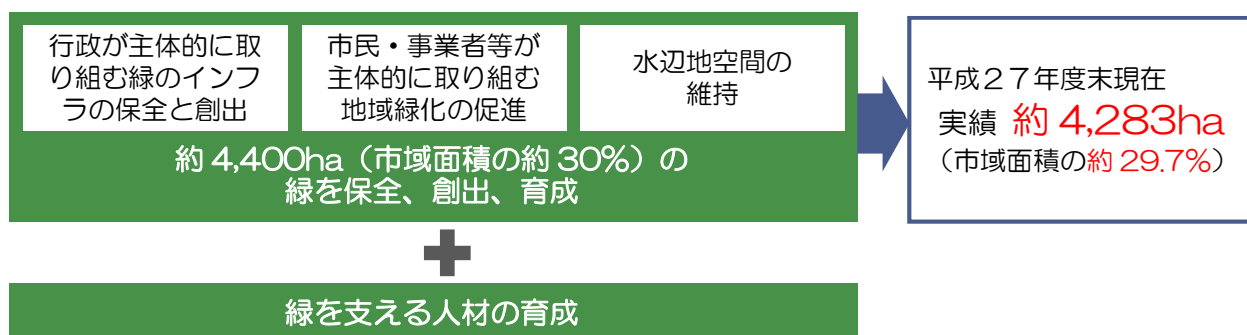


図 緑の保全・創出施策の実績

以下に、それぞれの施策目標の達成状況を示す。

①行政が主体的に取り組む緑のインフラの保全と創出

行政が主体的に取り組む緑のインフラの保全と創出は、樹林地の保全、農地の保全、公園緑地等の整備、緑化地の創出により、計画期間におおむね200haの緑のインフラの保全と創

出を進めることを目標としている。特別緑地保全地区の指定等による樹林地の保全や公園緑地等の整備により、平成27年度末までに約130haの緑のインフラが確保された。

樹林地の保全については、緑地総合評価に基づく樹林地等の保全の取組等を通じて、保全面積が182ha（平成18年度）から236ha（平成27年度）に拡大した（公園として指定することにより確保した樹林地等は含まない）。農地の保全については、生産緑地地区の指定が進む一方で、開発等による農地の減少が続いており、保全施策が講じられた農地の面積は413ha（平成18年度）から381ha（平成27年度）に減少している。公園緑地等の整備については、都市公園等の整備を着実に進め、総面積は671ha（平成18年度）から776ha（平成27年度）に拡大した。緑化地（公共施設緑化、学校緑化、街路樹）については、354ha（平成18年度）から357ha（平成27年度）に増加している。

行政が主体的に取り組む緑のインフラの保全と創出については、保全施策及び公園緑地等の整備が一定程度進んだが、樹林地及び農地等の緑は減少傾向にあり、これらの保全に引き続き努めるとともに、必要な公園緑地等の整備を進めることが求められる。

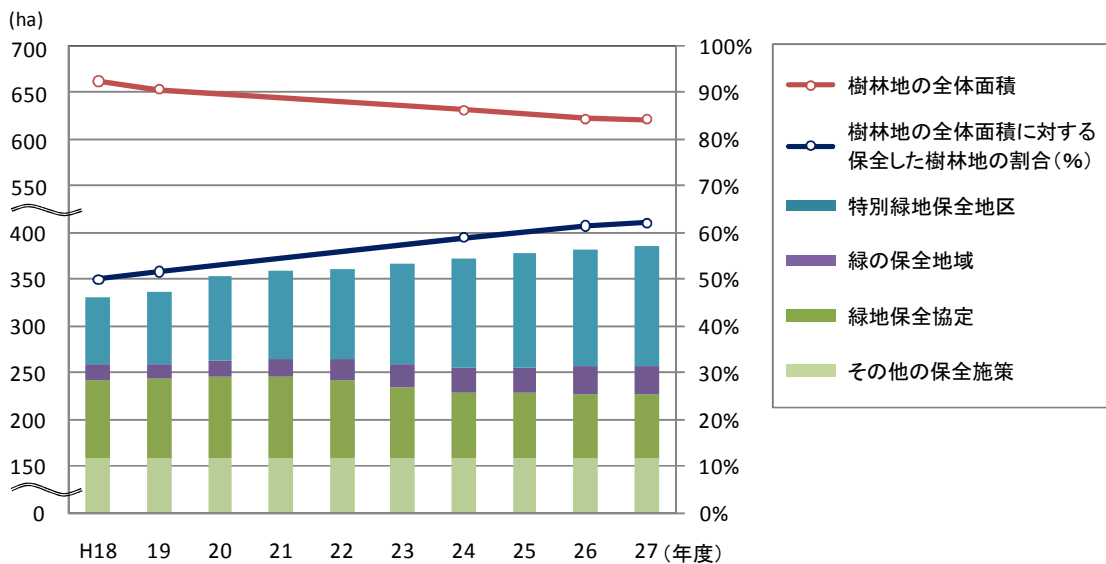


図 樹林地の全体量と保全面積の推移

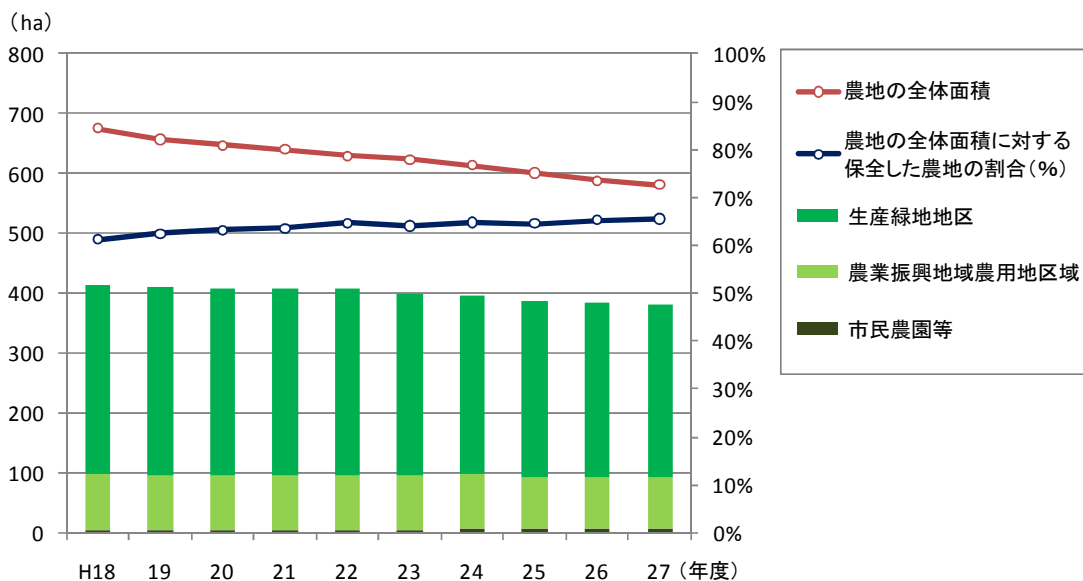


図 農地の全体量と保全面積の推移

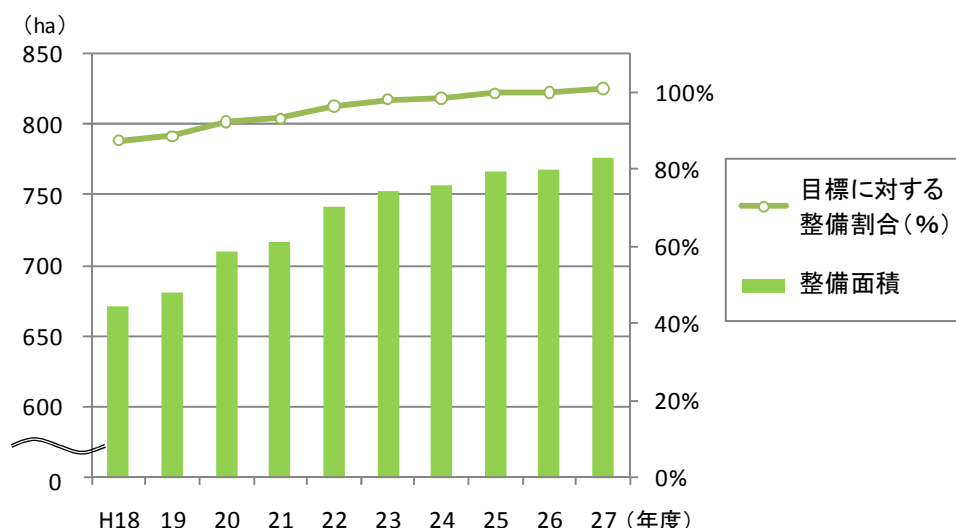


図 公園整備面積の推移

②市民・事業者が主体的に取り組む地域緑化の促進

緑化推進重点地区については、9地区の指定を目標としており、平成26年度末までに7地区の指定を行った。平成27年度末には臨海部の候補地2地区を統合の上、産業道路から海側部分全体を川崎臨海地区緑化推進重点地区に指定したことで、現行計画が目標とした候補地すべてが緑化推進重点地区に指定された。地域緑化推進地区は、平成18年度に1地区であったものが、20地区に拡大している。また、市民、事業者、行政の3者による協働で臨海部の緑化を進めていくための計画として、『『かわさき臨海のもりづくり』緑化推進計画』を平成24年6月に策定した。

一方、緑化地域については、地区指定の検討は進めてきたが、現行の緑化指針の基準による緑の質を重視したきめ細かい指導の利点を損なわない制度構築、緑化の継続性を担保する検査体制の構築が必要なことから、引き続き検討を行っているところである。また、緑地協定は1地区のままであり、追加指定にいたっていない。事業所との緑化協定の締結については、工場の市外移転等を背景に締結事業所数が平成18年度より減少した。緑化面積についても約152haから平成27年度末には約150haに減少している。

事業所との緑化協定の締結、緑化関係制度による助言指導を通じて緑化した面積の累計は、370ha（H18）から553ha（H27）になった。

市民へのアンケート調査において、近年、街中の身近な緑が求められており、市民・事業者が主体的に取り組む地域緑化を引き続き促進していくことが求められる。

表 市民・事業者が主体的に取り組む地域緑化の促進に関する実績

主な取組	平成18年度 当初	平成27年度 現況	平成29年度 目標
緑化推進重点地区	3地区	8地区※	9地区
緑化地域	0地区	未指定	地区指定の推進
地域緑化推進地区	1地区	20地区	緑化計画認定の促進
緑地協定	1地区	1地区	協定締結の促進
事業所との緑化協定の 締結推進	74事業所	67事業所	協定締結の推進
臨海部地区別緑化計画 の作成	—	計画策定	計画づくりと 緑化促進
緑化関係制度による 助言・指導	緑化指針、工場立地法等による助言・指導の推進		
緑化助成制度	制度の普及促進		

※目標9地区の候補区域を全て指定済み

③水辺地空間の維持

水辺空間の維持については、河川及び運河の水辺地空間を継続的に維持し、概ね1,980haの自然的環境を保全することを目標とした。

現行計画に基づき、水辺に親しむ自然環境資源を活かした体験学習や環境学習により活用を推進し、水辺地空間は維持されている。

④緑を支える人材の育成

緑の保全ボランティア、保全緑地育成市民グループ、管理運営協議会が平成27年度末までに倍増する等、緑を支える人材は着実に増加しているものの、保全緑地育成市民グループの立ち上げ以外の取組については、目標に達していない。かわさきガーデナーの認定については、平成22年度に事業を終了し、各種の講座修了者を登録する「緑の人材バンク」に引き継がれた。

その一方で、企業・教育機関等と協力して里山の保全管理を行う「かわさき里山コラボ」、大学と連携して里山保全に関する調査研究を行う「大学連携」など、新たな協働の取組も始まっている。

しかしながら、活動団体へのアンケート調査の結果から、担い手の高齢化や後継者不足などの問題が生じており、新たな協働の担い手の参加促進等の対策が必要である。

表 緑を支える人材育成に関する実績

	主な取組	平成18年度 当初値	平成27年度 現況値	平成29年度 目標値
現 行 計 画	緑の保全ボランティアの育成 (里山講座の受講者数)	261人	560人	800人
	かわさきガーデナーの認定	132人	232人*	500人
	保全緑地育成市民グループの 立ち上げ(保全管理計画作成地区)	11団体	27団体	27団体
	緑の活動団体の登録促進	207団体	256団体	320団体
	管理運営協議会の発足	210公園	537公園	1,000公園
上 記 以 外	街路樹愛護会の発足	1,124ブロック	1,232ブロック	—
	市民健康の森	7地区	7地区	—
	かわさき里山コラボ	—	4地区・6団体	—
	大学連携	—	3大学	—
	水辺の楽校	2地区	3地区	—

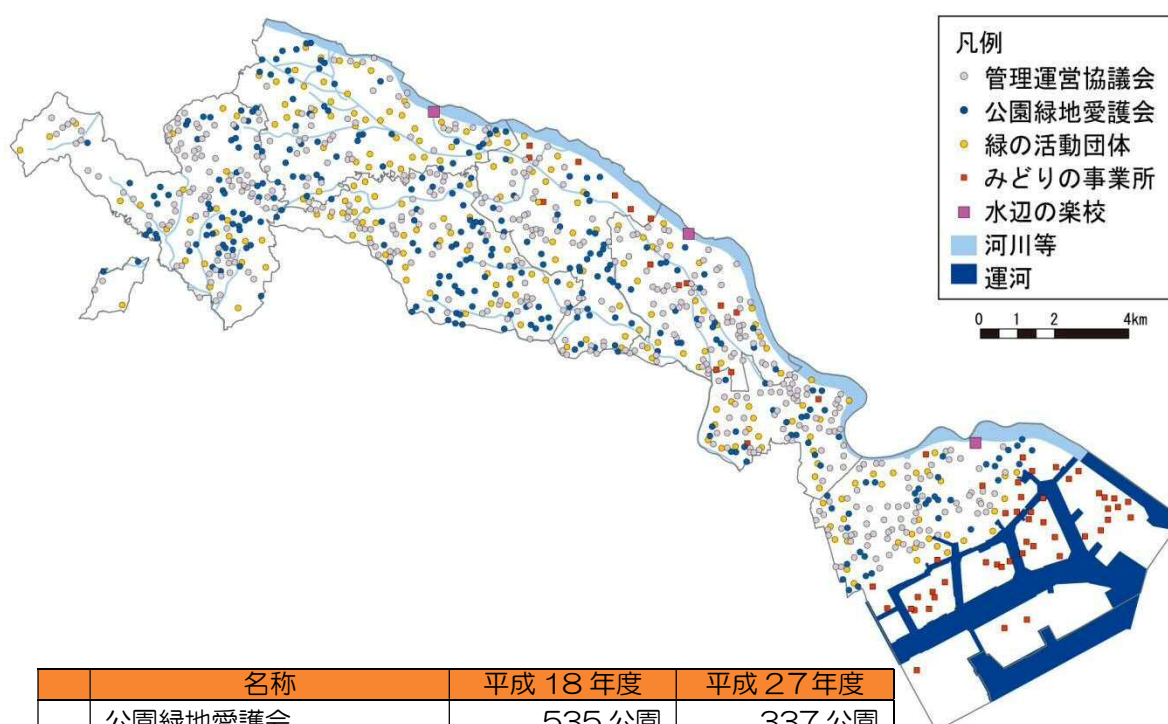
※かわさきガーデナーの認定は平成22年度に事業を終了し、各種の講座修了者を登録する「緑の人材バンク」に引き継がれている。当該現況値は、緑の人材バンク登録者数を表している(平成28年4月1日現在)。

(2) 施策の主な成果と課題

①基本方針1 協働により緑を守り育む持続可能な仕組みの構築（テーマ：協働）に基づく施策

<主な成果>

現行計画に基づき、多様なステークホルダーとの協働の取組を推進してきた最大の成果は、市民、事業所と協働する樹林地等の保全管理、緑化、公園等の管理運営に関する活動団体の分布が、市内全域へと拡大したことである。公園緑地愛護会、管理運営協議会、街路樹等愛護会、緑の活動団体、市民健康の森、保全緑地育成市民グループ、みどりの事業所推進協議会等の協働のプログラムに加え、区ごとの地域特性に応じた樹林地等の保全、緑化、水辺の保全や環境学習などの多様な取組が市内全域で展開されるまでになった。



名称		平成 18 年度	平成 27 年度
市民	公園緑地愛護会	535 公園	337 公園
	管理運営協議会	210 公園	537 公園
	街路樹等愛護会	1,124 ブロック	1,232 ブロック
	緑の活動団体	207 団体	256 団体
	市民健康の森	7 団体	7 団体
	保全緑地育成市民グループ	11 団体	27 団体
企業	事業所緑化協定	74 事業所	67 事業所
	かわさき里山コラボ	—	4 地区(6 団体)
学校	大学連携	—	3 大学

図 活動団体の分布と活動団体数

(参考) 各区における緑の協働の取組事例

川崎区



公園の管理運営
(中島公園)



区の花・区の木推進事業
(富士見公園)



川崎区エコプロジェクト事業
(東田公園)



川崎区エコプロジェクト事業
(川崎区役所大師支所)

幸区



地域の緑化
(大師掘花壇)



小学校等と連携した花壇作り
(夢見ヶ崎公園)



梅香事業による植樹
(御幸公園)



事業者による緑化
(川崎駅周辺緑化推進重点地区)

中原区



地域の緑化
(中丸子南緑道)



河川愛護ボランティア
(二ヶ領用水)



公園の管理運営
(下沼部公園)



花壇づくり
(上小田中第4公園)

高津区



地域の緑化
(キラリデッキ花壇)



河川愛護ボランティア
(久地円筒分水)



農体験イベント
(高津区末長)



地域の緑化
(東高津中学校)

宮前区



公園の管理運営
(有馬らいらっく公園)



東名川崎IC前花壇の花植え
(宮前区土橋)



農家巡りウォーキング
(区内農家)



田植え風景
(とんもり谷戸)

多摩区



地域の緑化
(ばら苑アクセスロード)



緑のカーテンづくり
(多摩区役所)



エコフェスタ 明治大学
(多摩区役所)



エコフェスタ 料理教室
(多摩区役所)

麻生区



地域の緑化
(スポーツ健康ロード)



緑地の市民管理
(麻生区市民健康の森)



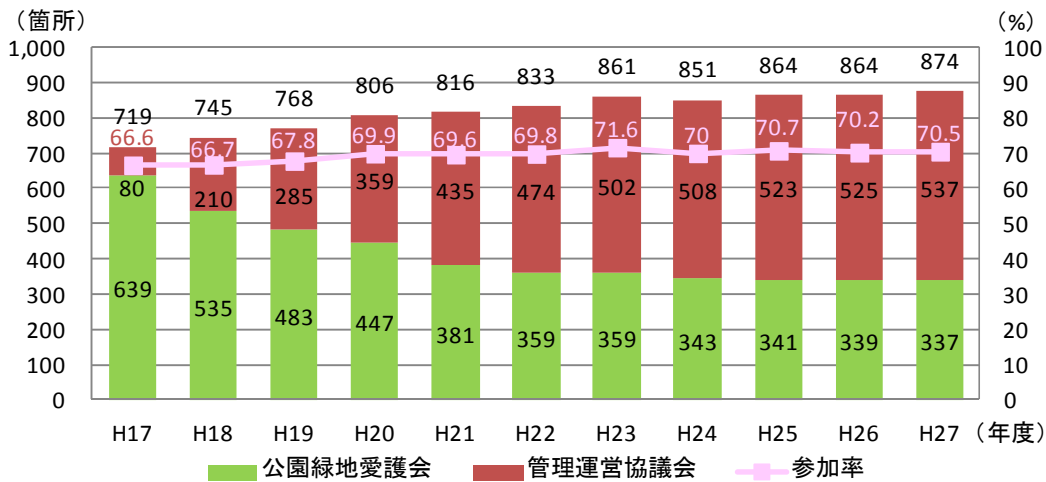
公園の管理運営
(虹ヶ丘公園)



桐光学園ボランティア活動
(栗木緑地)

公園等の管理においては、活動団体の設立に加え、除草・清掃等の日常的な維持管理活動を主とする公園緑地愛護会から、公園等の運営を担う管理運営協議会への移行を進めてきた。平成27年度末時点で、公園緑地愛護会は337公園、管理運営協議会は537公園、総数にして874公園（全公園の70.5%）で設立されている。平成18年度と比較して、管理運営協議会が設立された公園は327公園増加、公園緑地愛護会も含めた総数は129公園増加している。

公開性の高い場所で緑化活動（植樹、花壇づくりやプランターの設置等）や樹林地等の保全活動（下草刈り等）に取り組む緑の活動団体は、平成18年度に207団体であったものが、平成27年度には256団体に増加している。



※参加率は全公園に対する割合

図 管理に市民が参加する公園緑地

加えて、街路樹等愛護会や河川愛護ボランティアの活動、市と事業所が緑化協定を結んだ「みどりの事業所」による事業所敷地の緑化及びみどりの事業所推進協議会の活動、水辺をフィールドに子どもたちが川に親しむ自然体験活動を推進する3つの水辺の楽校（「かわさき水辺の楽校」、「とどろき水辺の楽校」、「だいし水辺の楽校」）の活動なども活発に行われてきた。

また、緑化活動の経験者の割合は、平成17年度には4.5%であったが、平成24年度には14.3%に増加している。

さらに、現行計画の施策により、樹林地等の保安全管理における新たなステークホルダーとの協働も進んだ。

多様なステークホルダーに支えられた里山の保全の推進を目指すため、企業・教育機関等の参加により里山の保安全管理活動を行う「かわさき里山コラボ事業」が始まり、平成27年度末現在、4地区で6団体が活動を行っている。また、自然環境の保全・育成や生物多様性についての研究に取り組んでいる大学と協力し、保全された樹林地等の多様な自然環境の維持・再生について研究を進める「大学連携」を3大学と進めている。

このように、多様なステークホルダーによる活動が発展し、地域のコミュニティ形成に貢献している。



栗木山王山特別緑地保全地区の
かわさき里山コラボの活動



大学連携による環境学習

図 新たなステークホルダーとの協働例

表 かわさき里山コラボ参加企業・教育機関等

活動地区	企業・教育機関等	経過
栗木山王山 特別緑地保全地区	富士通株式会社川崎工場	平成 23 年度 保全管理計画策定 平成 24 年度 覚書締結 平成 25 年度 協定締結
久末東 特別緑地保全地区	NEC プラットフォームズ株式会社 久末ふれあいの森を育てる会	平成 24 年度 保全管理計画策定 平成 25 年度 覚書締結 平成 26 年度 協定締結
岡上丸山 特別緑地保全地区	岡上小学校 和光大学 地域・流域共生センター	平成 24 年度 保全管理計画策定 平成 26 年度 協定締結
王禅寺東 特別緑地保全地区	川崎信用金庫	平成 25 年度 保全管理計画策定 平成 25 年度 協定締結

<課題>

活動団体が増加する一方で、参加者の高齢化、後継者不足などの課題が生じており、活動内容の工夫等によるファミリー層をはじめとする若い世代の参加や、活動参加者のスキルアップなどの育成が求められている。また、新たな担い手となるステークホルダーの発掘と参画や取組を広げていくことが必要である。

さらに、市民や事業所等の取組の振り返りや、PR・評価の仕組みづくりが求められている。

②基本方針 2 地球環境に配慮したみどり軸の保全と創出（テーマ：みどり軸）に基づく施策

<主な成果>

川崎市では、多摩丘陵軸、多摩川崖線軸に残る貴重な樹林地等を保全するため、緑地総合評価、カルテによる3段階のランクに基づき、土地所有者の理解と協力を得ながら、下図に示す樹林地の保全施策を段階的に講じる取組を展開してきた。その成果として、平成27年度末現在、特別緑地保全地区の指定で127.0ha、緑の保全地域の指定で30.5ha、緑地保全協定の締結で68.0haなど、保全施策全体で計236.1haの樹林地等を保全している。このうち、平成18年度から平成27年度にかけて保全した樹林地等の面積は54.4haである。中でも、担保性の高い特別緑地保全地区については、緑地保全協定からの移行も含め、平成18年度以降指定面積は約1.8倍に増加している。平成25年度には、これまでの実績を踏まえた上で、緑地総合評価の見直しを実施し、市内を流れる河川流域に広がる、市民の生活圏に残された身近な樹林地等の保全の強化を図ったところである。また、保全した樹林地等を適正に管理していくため、公有地化した樹林地等における斜面の状況を把握するとともに、安全対策が必要な箇所については、優先順位をつけ、順次整備を進めてきた。

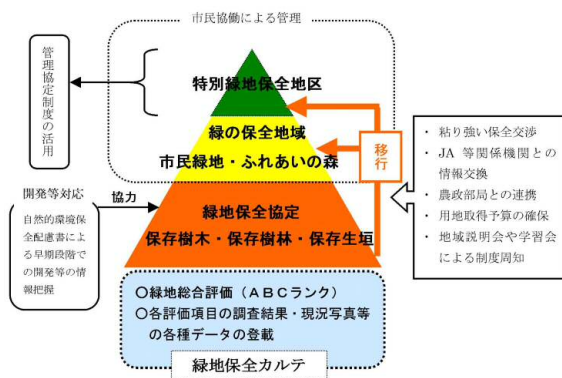


図 川崎方式による樹林地の保全施策の推進

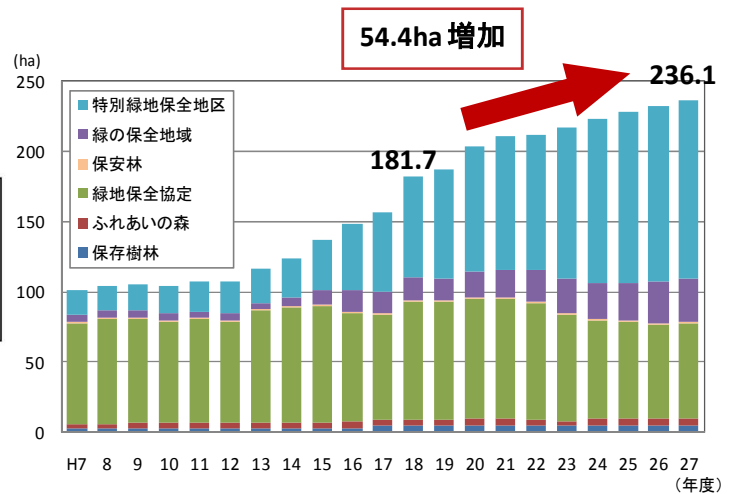


図 保全した樹林地等の面積の推移



黒川宮添地区特別緑地保全地区



岡上丸山特別緑地保全地区



汁守神社緑の保全地域

図 保全した樹林地等の例

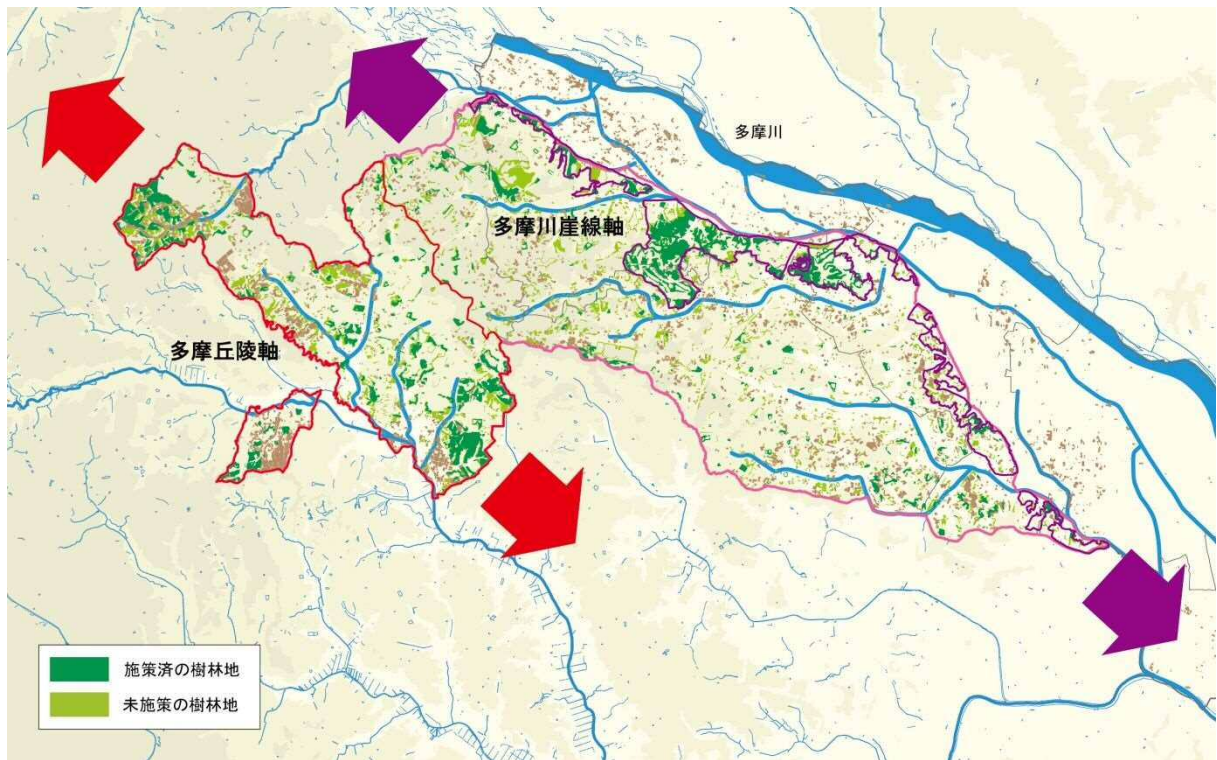


図 施策済の樹林地の分布

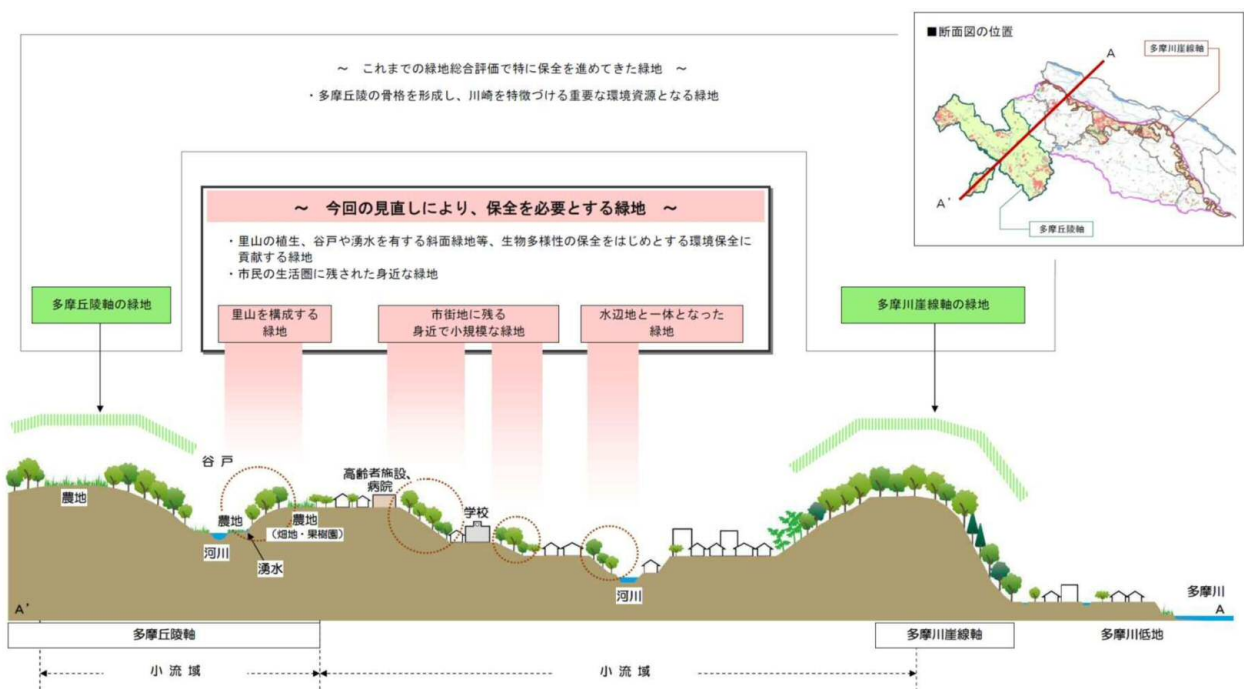


図 緑地総合評価の見直し



ゲリラ豪雨による崩落
(平成 24 年 早野五郎池)



↑従来の工法例
(法枠工+ロックボルト)

H25 黒川よこみね地区
H26 多摩地区にて採用
緑地保全に適した工法例
↓(ノンフレーム工)



最小限の伐採で斜面安定が図れるため、
緑地保全に有効な工法の一つである。

図 保全した樹林地の安全対策の例

多摩川軸においては、「川崎市多摩川プラン」に基づき、市民協働によるNPOや企業等と連携した水辺の楽校を開催しており、子どもたちの環境学習を推進するため、3校目の水辺の楽校を開校した。

また、多摩川の自然環境と市民の暮らしをより身近なものにするために、殿町地区において、市民団体と協働して桜の植栽を行った。また、大師河原地区の桜並木においては、地元町会の要望により国と協議し、桜の保全への取組を行った。さらに、多摩川緑地の維持管理水準や設備等の利用環境の向上を図るとともに、等々力・丸子橋地区周辺エリアを中心に運動施設の再整備を進めてきた。

平成28年3月には、「川崎市新多摩川プラン」を策定し、「ふるさとの川・多摩川」の歴史的・文化的資源、そして環境資源を最大限に活かしたにぎわいの場(憩い・遊び・学ぶ)の創出を目指し、取組を推進している。

東京湾軸(臨海部)においては、緑と港が調和した臨海エリアの形成を目指し、平成22年10月、市民、事業者、行政の3者により『かわさき臨海のもりづくり共同アピール宣言』を行った。平成24年6月には『かわさき臨海のもりづくり』緑化推進計画を策定し、殿町第2公園の拡張再整備、下河原公園の再整備、小島新田公園の景観整備、殿町夜光線周辺の景観整備等を実施した。また、事業所緑化協定により事業所敷地の10%の緑化目標を掲げ124haの緑化面積を確保している。

<課題>

川崎市において保全対象としている1,000㎡以上のまとまりのある樹林地等が、平成18年度には推計で約662ha存在したが、平成27年度には推計で約621haとなり、約41haの樹林地等が減少した。また、公園として指定することにより確保した樹林地等を含めると、これまでに約385haの樹林地等を保全しているが、残り約236ha(樹林地等全体の約4割)については、保全施策が未実施の状態となっている。

このため、良好な自然的環境を確保するためにも、引き続き各制度等を活用した樹林地等の保全や、多様な主体との協働による樹林地等の適切な維持管理、利活用を進める必要がある。特に多摩丘陵軸、多摩川崖線軸においては、広域的なつながりや景観に配慮した樹林地等の保

全、見直した緑地総合評価に基づく、里山を構成する樹林地、市街地に残る身近で小規模な樹林地（社寺等）、水辺地と一体となった樹林地（河川・谷戸・湧水地）の保全が必要である。また、特別緑地保全地区と緑の保全地域の指定面積については増加している一方で、緑地保全協定地については、平成18年度では83.5haであったのに対し、平成27年度現在では68.0haと減少している。緑地保全施策を進める上では、樹林地等の所有者への理解を深めていくことが重要である。

多摩川軸においては、多摩川の歴史・文化について次世代へ伝承していくため、多摩川の歴史・文化に関わる渡しの復活などのイベントを継続的に進め、歴史・文化を継承する人材の育成や、子どもから大人までが歴史・文化を知ることのできる機会の創出が必要である。

また、多摩川の自然風景を保全するとともに、自然と調和したまちづくりを行うため、景観に配慮した運動施設等の整備を行い、多摩川の良い景観の形成や緑の創出を進めていく必要があるほか、多摩川の施設を多くの方が良好な状態で利用してもらえるように、等々力・丸子橋地区に続いて、上平間・古市場地区においても施設の再配置・再整備を行うことが求められている。

東京湾軸については、臨海部における拠点形成が進展しており、これらの動きや事業所と連携した効果的な緑化が課題である。また、平成28年9月に策定した「川崎港緑化基本計画」において、川崎港湾緑地の目指すべき姿である、「みなと」で働く人、訪れる人みなが川崎の自然を感じ、魅力的なロケーションを楽しむことができる空間の配置の実現に向けて、関連計画や関連団体との連携、川崎市総合計画と連動しながら事業を進めていくことが求められている。

③基本方針3 多様なみどり拠点による風格ある都市の形成（テーマ：みどり拠点）に基づく施策

<主な成果>

緑の拠点となる総合公園、地区公園等の大規模な公園緑地の再編整備、拡張が進んだ。

富士見公園では、「富士見周辺地区整備実施計画」に基づき、都心における総合公園にふさわしい公園の再生とスポーツ文化・レクリエーション活動の拠点機能の強化を目指していくため、施設の再編整備を進めてきた。等々力緑地では、平成22年度に「等々力緑地再編整備実施計画」を策定し、緑地内の緑と水、安全・安心の場づくりに向けて各施設・動線の再編整備等の取組を進めている。菅生緑地では、西地区園路・親水広場整備、トイレ整備、用地取得を進めた。市営霊園については、緑ヶ丘霊園における墓所供給及び園内整備、無縁合葬墓の整備、早野聖地公園における新規墓所の整備を進めたほか、「川崎市における市営霊園の今後のあり方」が環境審議会に諮問され、平成26年12月に当審議会から答申し、公平で安定した墓所の供給、社会状況の変化への対応、慰霊形態等に配慮した墓所の効率的な使用、公共と宗教法人等が双方の利点を活かした墓所等の需要への対応、公園緑地としての機能の充実、日常における市民利用の場としての充実を今後の取組の柱として示した。

さらに、港湾緑地の整備も進んでいる。平成20年に東扇島東公園が人工海浜を有した公園

として整備され、各種イベントが開催されるとともに、潮干狩りの場として市民に親しまれている。このほかにも、東扇島中公園では隣接する川崎マリエンと一体的に、レクリエーションの場として市民に親しまれているだけでなく、みなと祭り等のイベントの開催もあり、臨海部におけるみどりの拠点の活用が進んでいる。

これら大規模な公園緑地の整備により、平成18年度に343haであった緑の拠点である公園緑地面積は、平成27年度末には375haに拡大した。



富士見公園



等々力緑地



菅生緑地



早野聖地公園



東扇島東公園

図 再編整備・拡張等を進めた主なみどり拠点

この間、大規模公園緑地では管理運営における市民参加、民間活力との連携も進んでいる。生田緑地では、「生田緑地ビジョン」に基づき、平成25年度より、緑地と緑地内に立地する美術館、博物館等を横断的に管理する指定管理者制度を導入するとともに、多様な主体による協働のプラットフォームとなる「生田緑地マネジメント会議」を設立し、総合的なマネジメント体制による管理運営を行っている。生田緑地マネジメント会議の具体的な活動として、奥の池のかいぼりに伴う在来生物の保護活動、生田緑地ばら苑への案内、ぐるっとガイドツアーなど、緑地内の自然環境保全から、地域と連携した緑地の利用活性化、地域の活性化につながる取組まで、多岐にわたる活動を展開している。また、富士見公園において、平成27年度より公園の南側の区域に指定管理者制度を導入するとともに、川崎市初となるネーミングライツを川崎市富士見球場に導入した。さらに、宿河原公園（緑化センター）における指定管理者の導入、大師公園における指定管理者及び公園ベンチ寄附募集制度の導入など、民間活力との連携が拡大してきた。



奥の池のかいぼりに伴う
在来生物の保護活動

生田緑地ばら苑への案内

ぐるっとガイドツアー

図 生田緑地マネジメント会議の活動

都市拠点については、緑化推進重点地区が3地区（平成18年度）から8地区（平成27年度末）に拡大し、地区ごとに市民・事業者・行政委員の参加によるワークショップを通じて緑化計画を定め、公園緑地や街路樹の整備等の公共事業による緑化だけでなく、民有地の緑化なども含め、パートナーシップによる緑化と管理運営が進んでいる。

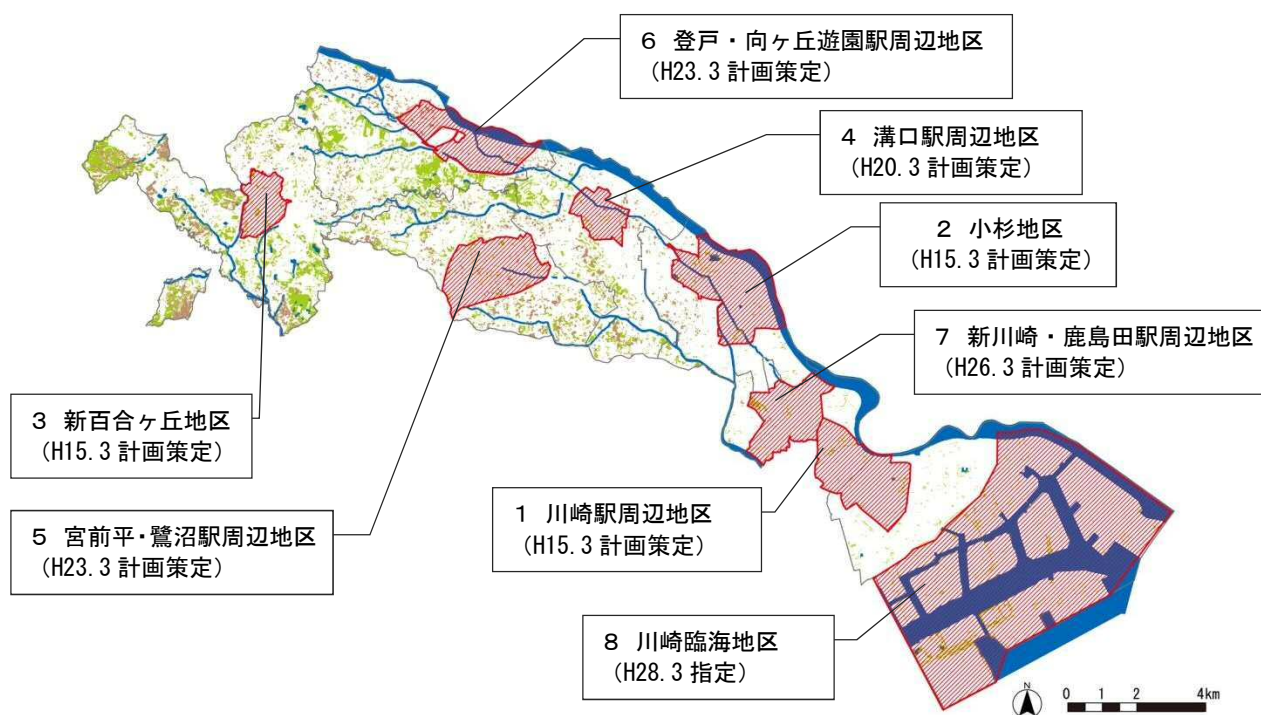


図 緑化推進重点地区の指定区域

緑と農の3大拠点である黒川、岡上、早野地区の「農ある風景」では、農業施策と連携しながら里地・里山の保全に向けた特別緑地保全地区の指定を拡大した。また、黒川海道特別緑地保全地区における保全管理計画策定と市民協働による樹林地等の管理を実施している。さらに、黒川地区においては、「明治大学・川崎市黒川地域連携協議会」の活動が平成21年に設置され、区民や大学、農業従事者、行政が連携し、恵まれた農業資源や環境資源を活かしたまちづくりを進めている。



黒川地区



岡上地区



早野地区

図 緑と農の3大拠点

<課題>

緑の拠点については、大規模公園緑地の整備推進や再整備による機能強化及び様々な主体によるパークマネジメントの推進による効果的な管理運営及び魅力の向上、長期未整備公園緑地の完成に向けた取組が求められている。また、整備から年数を経た公園を中心に、施設の老朽化への対策などの安全確保が喫緊の課題となっている。

緑化推進重点地区については、持続的な緑化の推進の取組（市民・事業者・行政との連携）と振返りが不十分であり、効果的に緑化を進めていくために、公共緑化による景観形成、市街地における民有地の緑化助成・支援制度（屋上緑化・壁面緑化など）のPR等に取り組んでいく必要がある。

農地については、農業者の高齢化・後継者不足、相続等の問題による樹林地・農地の減少が続いており、農業施策と連携しながら保全に努めることが必要である。また、地元農業者と連携して、緑と人の暮らしとの関わりの中で培われてきた生物多様性の保全や歴史・文化の伝承に取り組んでいくことも必要である。さらに、農とのふれあい拠点である久末地区等において、市民と農とのふれあいの機会を創出し、農業への理解を高めることが必要である。

④基本方針4 緑と水のネットワークによる身近な緑とふれあう機会の創出（テーマ：緑と水のネットワーク）に基づく施策

<主な成果>

地域緑化の促進、地域に残された身近な緑の保全、農地保全等により、みどり軸、みどり拠点を結ぶ緑と水のローカルネットワークを形成するとともに、身近な公園の確保と維持管理等を通じた快適な生活空間の実現を進めてきた。

みどり軸、みどり拠点を結ぶ、緑と水のローカルネットワーク形成の取組については、地域緑化推進地区の認定を推進した。地域緑化推進地区は、平成18年度1地区から平成28年3月末までに20地区に拡大し、河川や街路樹とともに、市内の緑と水のネットワークの形成の一翼を担っている。

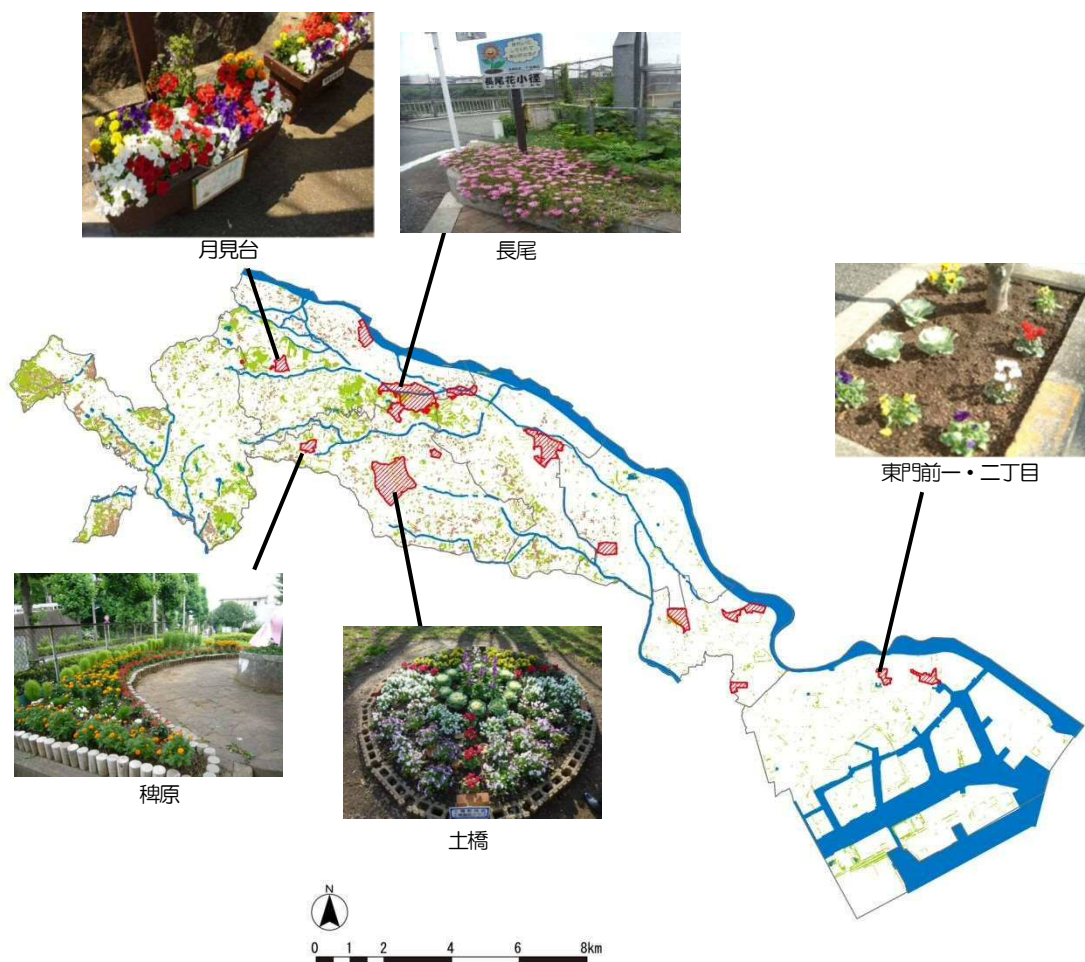


図 地域緑化推進地区の分布

ネットワークとして重要な役割を果たす河川（平瀬川支川、渋川等）においては、環境整備を行い、うるおいのある水辺環境の創造と自然環境に配慮した川づくりを進めてきた。さらに、街路樹やグリーンベルトについては、新設街路はもとより、既設道路の緑化も併行して拡充を図り、平成27年度末時点で街路樹の植栽延長は22.9 km（平成18年度に対し7.6 km増加）、グリーンベルトの植栽面積は約16万㎡（同約6,200㎡増加）に達している。

民有地の緑化については、「川崎市緑化指針」に基づく「緑化協議」による緑化面積が平成27年度末には約403haに達し、さらに、臨海部の事業所緑化面積は平成27年度末には約124haに達している。また、川崎駅周辺や小杉地区などの都心部においては、民間による都市再生事業の中で、質の高い緑とオープンスペースの形成が進んだ。

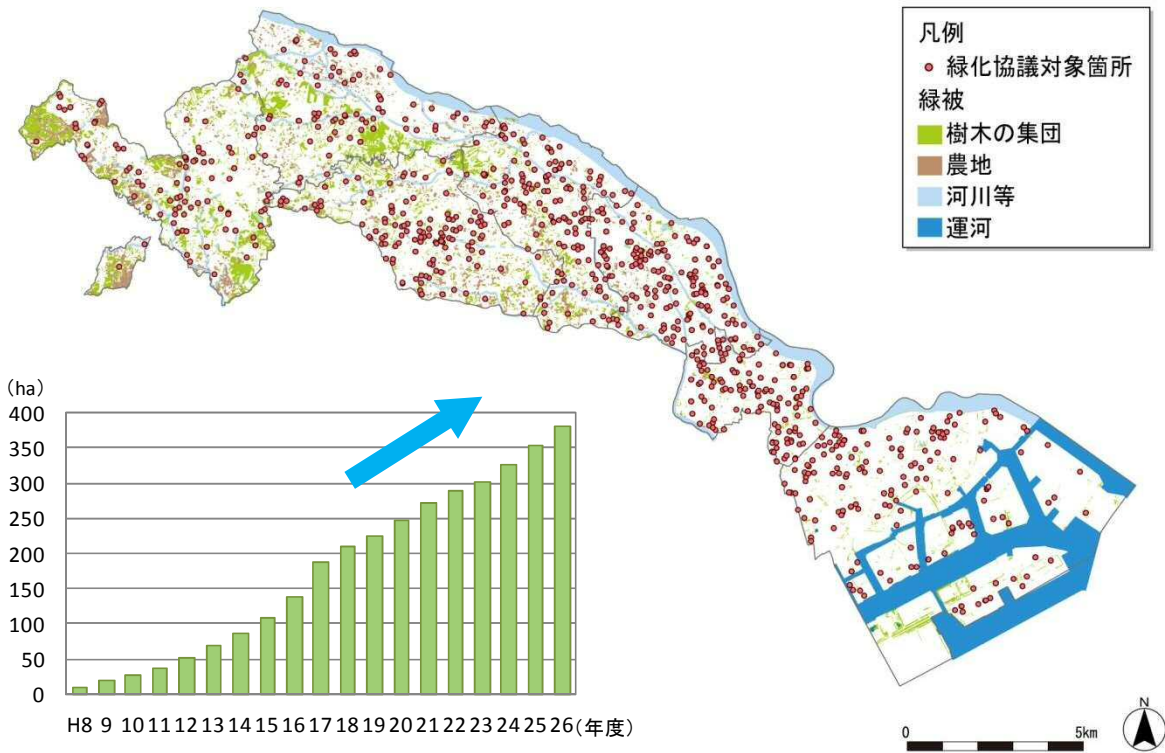


図 緑化協議の実績

地域に残された身近な緑の保全については、保存樹木、まちの樹、保存樹林、保存生垣を指定し、所有者と協力して保全を図ってきた。保存樹林については指定面積が約600㎡増加したものの、保存樹木、まちの樹、保存生垣については、指定本数・箇所数が平成18年度から減少している。特に保存樹木については、麻生区、多摩区、宮前区、中原区において、開発等の影響により本数が大きく減少している。

表 保存樹林の協定状況

	平成18年度末	平成27年度末
保存樹林	45,071㎡・34箇所	45,679㎡・34箇所

川崎市は、平成27年時点で農地面積579.8haのうち、市街化区域内農地が404.6ha（69.8%）と非常に高い割合を占めている。市街化区域内農地は、農産物を供給する機能に加え、防災、良好な景観の形成、緑・農とのふれあいや体験の場の提供など、多面的な機能を果たしている。

市街化区域内の農地については、市街化区域内農地が徐々に減少する中、生産緑地地区の指定により保全を進めてきた。平成27年度時点で、生産緑地地区の箇所数、面積は、1,824箇所、287.2haであり、市街化区域内農地の約70%が生産緑地地区に指定されている。また、市民農園や体験型農園の支援等を通じて、市民と農とのふれあいの場の形成を進めるとともに、農業や農産物に対する理解を深める取組を進めてきた。

市街化調整区域内の農地面積は175.2haであり、農地法に基づき農地以外への転用に許可を要することなどから、一定の保全が図られている。

市内の農地面積は減少しているものの、近年は鈍化傾向にあり、平成20年にJAセレサ川崎が麻生区黒川に開設した大型農産物直売所「セレサモス」の影響等により、地域農業者の営農意欲が向上し、農業振興地域等では遊休農地が減少している。

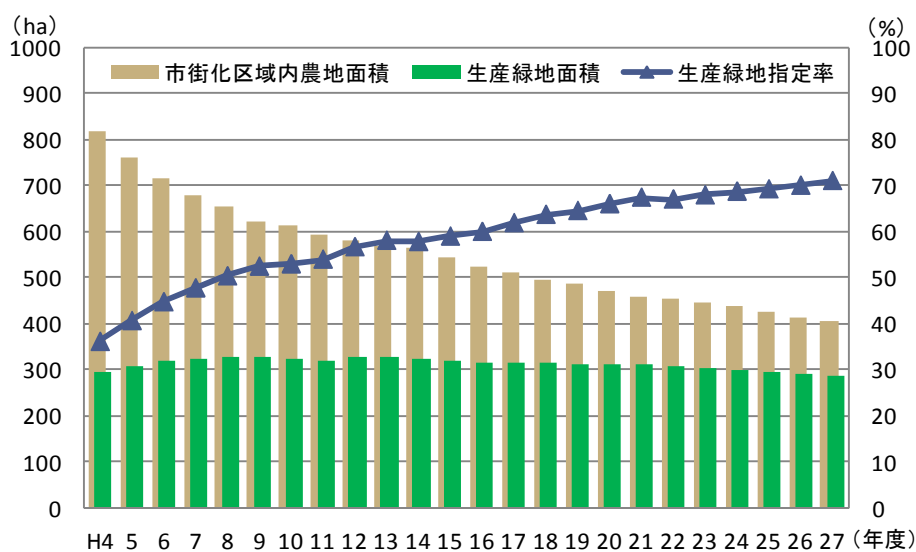


図 生産緑地面積等の推移

公園緑地（港湾緑地を含む）については、整備と維持管理を進めてきた。公園緑地の現況は、平成27年度末現在、1,249箇所、約776haである（保全整備された樹林地・公園のストックは10.1km²）。平成18年度と比較して、123箇所、約105ha増加している。また、少子高齢化の進行などを背景とした公園緑地へのニーズの変化や施設の老朽化に対応し、地域のニーズに合った公園づくりを進めるため、市民参加による改修計画の検討、施工などの取組も進めてきた。

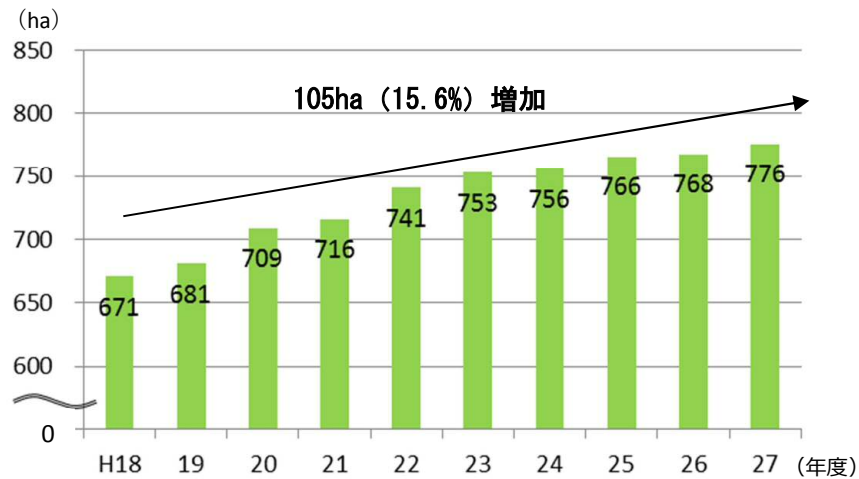


図 公園緑地面積の推移（港湾緑地を含む）

<課題>

地域緑化推進地区の認定、河川環境整備、街路緑化等を通じて、緑と水のネットワーク形成は進んでいるものの、市民意識では生活空間に身近な緑を求める傾向が強まっており、地域緑化に関する助成制度の普及や活用により、街中の身近な緑の保全と創出や河川流域周辺の緑化を進め、緑と水のネットワークをさらに拡充していくことが必要である。

グローバルな都市間競争が激化する中で、公園緑地の魅力や環境機能への期待が増大しており、地域ごとの特性、社会情勢の変化を考慮した身近な公園、街路樹、河川等の協働による維持管理の充実・魅力の向上や、生物多様性保全・地球温暖化対策の推進等、市民、事業者等とのパートナーシップのもと、緑の機能と質をさらに高めていくことも求められる。

また、身近な公園緑地の未設置地区（充足率75% 平成27年度末時点）における整備を進めるとともに、画一的な公園運営、公園内行為の規制増加などから魅力が減退している公園の利用を活性化していくことも課題である。

さらに、減少傾向が続く市街化区域内農地について、生産緑地地区への指定等により保全に努めるとともに、農に関する多様な主体の連携により、農業者が営農を継続できるような支援を進めていく必要がある。加えて、農に親しみたい市民のニーズに応えた活用を進め、農地の保全に対する市民の理解の醸成をさらに進めていくことも必要である。

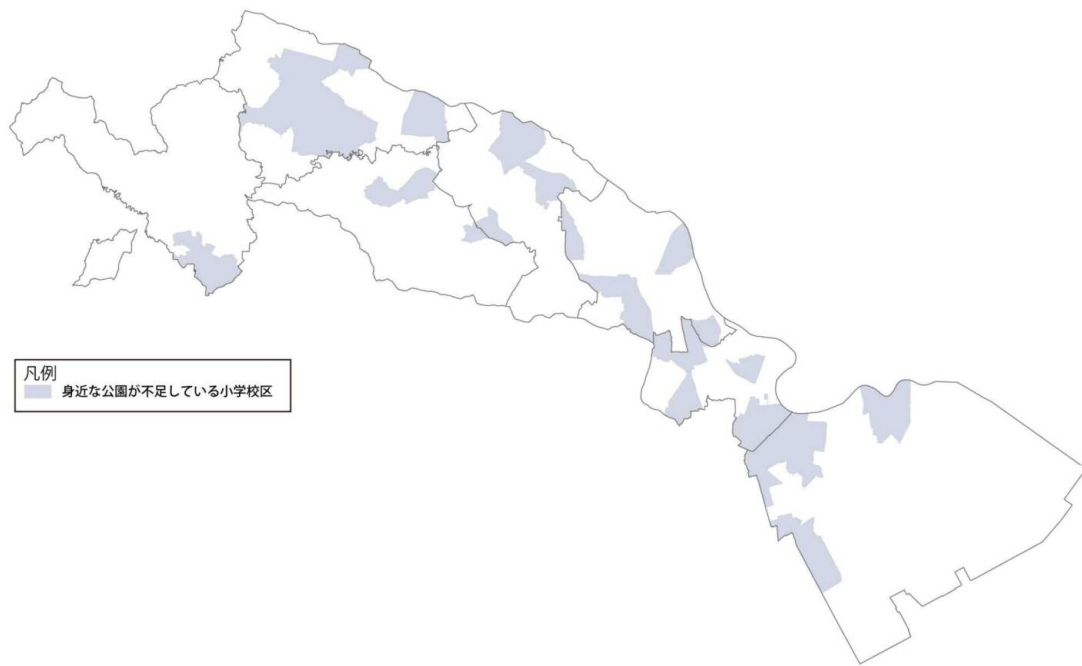


図 身近な公園が不足している小学校区

⑤基本方針5かわさき緑の市民文化の育みと地球環境都市への飛躍(テーマ:市民文化)に基づく施策

<主な成果>

緑の保全や緑化推進に関わるグループの交流を深めるため、「花と緑の交流会」や「緑の活動団体交流サロン」を開催してきた。

また、市制100周年を迎える平成36年までに、市民・事業者・行政の協働により市域に100万本の植樹を目指す「市民100万本植樹運動」を中心に、緑の市民文化を育み、市民と緑とのふれあいを推進するとともに、夢見ヶ崎動物公園の餌やり体験や王禅寺ふるさと公園などにおける乳搾り体験等を通じて、生きものとふれあう体験型学習を推進した。

さらに、かわさき緑レンジャー等のボランティア人材の発掘、「花と緑のまちづくり講座」による地域の緑化活動のリーダー育成などにより、緑に関する人材の発掘・育成を推進している。

【緑に関する人材の発掘・育成の主な取組】

- わがまち花と緑のコンクール
- かわさきガーデナーの会
- 里山ボランティア育成講座
- 花壇ボランティア実践講座
- 花と緑の交流会
- 緑の活動団体交流サロン
- かわさきガーデナ認定事業(～H22年度)
- 花と緑のまちづくり講座
- こども黄緑クラブ
- 花フェスタ
- 緑の活動団体登録
- 鉢植え講習会



花と緑の交流会



緑の活動団体交流サロン



植樹祭（市民100万本植樹運動）



花と緑のまちづくり講座

図 市民文化の育みに関する取組実績例

<課題>

多様な地域における、緑の保全や緑化推進に関わるグループを始めとする、緑に携わる人材のさらなる交流の場づくりが求められているとともに、人材育成のさらなる推進（地域のボランティアリーダー）が必要である。

また、市民文化の醸成に向け、情報発信、環境教育の充実が引続き重要であり、情報発信、環境教育等を通じて、社寺林・まちの樹などの歴史や文化、農地・農業等の有する生産機能や多面的機能、環境配慮の重要性等、緑に対する価値観の共有化を図るとともに、緑を通じて地域への愛着や誇り（プライドオブプレイス）を高めていくことが必要である。

2 社会情勢等を反映した計画の立案

(1) 関連計画との整合

平成20年3月の川崎市緑の基本計画改定から10年が経過し、市域における緑をとりまく社会情勢が大きく変化していることや、国の新たな政策や川崎市総合計画など関連計画が策定・改定されてきていることから、これらに即し、適合する計画として見直しを行う必要がある。

(2) 市民意見の反映と、市民と協働するための仕組みの構築

市民の意見を反映し、市民との協働を推進していくための方向性を明らかにした計画とすべきである。

3 次のステージに進むために取り組むべき課題

(1) 協働の取組の持続性の確保

川崎市においては、現行計画に基づく施策の実施を通じて協働の取組が全市に拡大し、874公園（公園数70.5%）における公園緑地愛護会及び管理運営協議会の活動、256団体に拡大した緑の活動団体、事業所や大学、農業関係者等の多様なステークホルダーとの協働が進んだ。これらは、他に類例を見ない大きな成果であり、川崎市の貴重な資産である。

しかしながら、少子高齢化の進行、地域コミュニティのつながりの希薄化を背景に、高齢化や世代交代の停滞の問題が生じている活動団体もあり、活動の持続性が危ぶまれている。

川崎市の貴重な資産である協働の取組を次の世代へと引き継ぎ、さらに発展させていくため、活動への支援を継続することに加え、協働の持続性を確保していくことが喫緊の課題である。

(2) 緑の保全、創出、育成の継続

川崎市における樹林地・農地・水辺地の保全、公園の整備の取組により、4,283haの緑が確保された。このように形成されたストックは、河川や道路の緑、民有地の緑とともに、緑と水のネットワークを形成し、都市環境の改善、防災、良好な景観の形成等に寄与している。また、川崎市緑の基本計画で対象とする、樹林地、農地、水辺地などの「緑地」の総量は、平成18年度には推計で5,082ha存在したが、市域の大半が市街化区域であることなどにより、市域における土地需要が旺盛であることから、樹林地や農地の減少傾向が見られ、平成27年度では推計で5,007haと、約75haの減少となっている。

樹林地の保全面積については、平成18年度時点で約182haであったが、その間に展開した保全施策により、平成27年度には約236haと、約54ha増加した。

農地の保全面積については、生産緑地地区の指定や市民農園の整備等、様々な取組を進める一方で、生産緑地地区の解除も発生するなど、平成18年度の約413haから、平成27年度の約381haと、約32haが減少した。

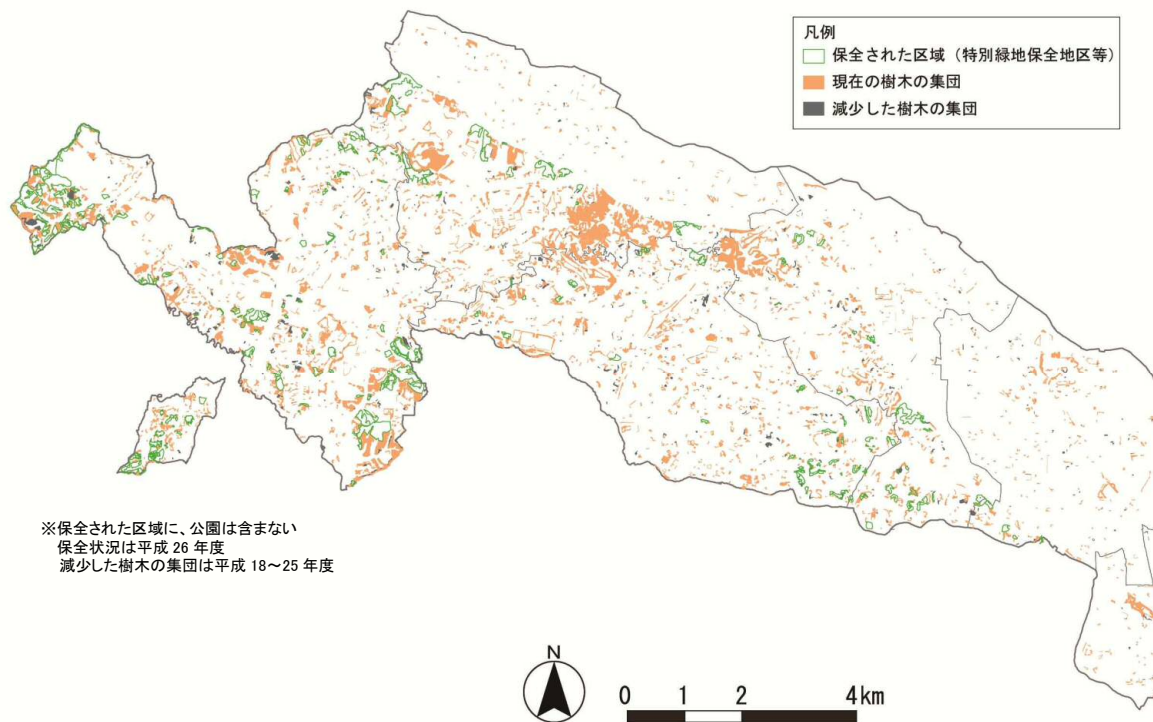


図 樹林地の保全施策の実施状況と減少した樹林地

樹林地と農地については、平成27年度で約617haを保全しているが、約437haについては、保全施策が未施策の状態となっている。都市の貴重な自然的環境を確保するためにも、今後も引き続き、樹林地や農地の保全に取り組む必要がある。

公園整備（港湾緑地を含む）については、平成18年度から平成27年度の間整備・拡張により、総面積は約105ha拡大して約776haとなっており、現行計画期間における確保すべき公園面積に概ね達している。また、管理運営における市民参加、民間活力との連携も進んできた。一方で、長期未整備公園緑地の完成に向けた取組や、身近な公園が不足する地域の解消、市域における公園の偏在の解消等の課題が残されており、公園緑地の整備に引き続き努めていくことが必要である。同時に、発生が予見される大規模災害に対する公園等の防災・減災機能の向上、施設の老朽化に対応した安全確保など、公園緑地が有する機能の維持・向上を図っていくことが必要である。

緑化の取組については、都市拠点として緑化推進重点地区を計8地区指定したとともに、地域緑化推進地区が20地区に拡大し、市民・事業者・行政のパートナーシップによる緑化事業を推進してきた。また、「川崎市緑化指針」に基づく「緑化協議」により、生活空間に身近な緑化を進めてきたほか、川崎市は、市街地の中に事業所の敷地の占める割合が大きいという特徴を有することから、事業所の緑化を積極的に進め、地域住民や通行人にうるおいを与えている。市民意識では生活空間に身近な緑を求める傾向が強まっており、街中の身近な緑の創出、育成に引き続き取り組む必要がある。

加えて、進行する地球温暖化に伴う影響の顕在化、環境（生物多様性、地球温暖化等）に対する市民意識の高まり等を背景に、都市環境の改善における緑の重要性も増している。みどり軸、みどり拠点、これらを結ぶ緑と水のネットワークの形成により、生物多様性の確保、地球

温暖化対策、ヒートアイランド現象の緩和等に寄与していくことが求められる。

以上を踏まえ、緑の保全、創出、育成を継続し、環境に配慮した緑の取組を進めていく必要がある。

表 緑地の全体面積、保全面積等の推移（単位：ha）

	H18	H27	増減量
緑地の全体量	5,082	5,007	▲ 75
整備・保全済みの緑地	3,970	4,283	313
樹林地の保全	182	236	54
農地の保全	413	381	▲ 32
公園等の整備	671	776	105
緑化地の創出	724	910	186
水辺地空間の活用	1,980	1,980	0
未施策の樹林地・農地	595	437	▲ 158
300㎡以上1,000㎡未満の樹林地(施策対象外)	517	287	▲ 230

- ・緑地とは、緑の基本計画で対象とする、樹林地、農地、水辺地など、あらゆる自然的環境の要素を含む。ただし、300㎡未満の樹林地は含まない。
- ・未施策の樹林地とは、緑地総合評価により保全すべきとされている1,000㎡以上の樹木の集団のうち、何らかの保全施策を行っていない樹林地を指す。

(3) 暮らしを支え高める緑の効用の発揮

近年は少子高齢化の進行に対応し、子育て世代が住みやすい生活環境づくり、高齢者の健康増進への寄与など、地域コミュニティの拠点としての公園緑地の新たな利活用手法が課題となっている。また、公園内行為の規制増加などによって魅力が減退している公園の活性化も、新たな課題となっている。様々な主体による公園緑地のマネジメントの推進による効果的な管理運営及び魅力の向上など、公園緑地の機能と魅力の向上に取り組む必要がある。

加えて、多くの人々が市内外から集まる広域的な拠点整備を進めるうえで、公園緑地の魅力や環境機能への期待が増大しており、臨海部や小杉地区等で進むまちづくりにおいて、都市の魅力向上を図るための緑の活用が求められている。

以上を踏まえ、川崎市がこれまで培ってきた市民や事業者との協働を更に発展させ、蓄積された緑のストックを多様な主体とともに活用する取組を強化していくことで、緑を介した顔の見える関係づくり、緑の魅力づくりを図ることが重要である。この視点に基づき、市民の暮らしを支え、高めていくべく、緑を地域コミュニティの場として活用することによる子育て世代や高齢者の支援、さらには都市における緑の機能発揮による活力あるまちづくりの推進といった、緑が持つ多種多様な効用をさらに高めていく必要がある。

4 改定に向けた考え方

これまでの取組による成果と、次のステージに進むために取り組むべき課題を踏まえ、協働に対しては、これまでに育ってきた多種多様な活動を貴重な財産として残すこと、また協働の新たな芽を育むことが重要である。協働による緑の活動は、川崎市の緑を保全、育成、創出するための根幹を成すことから、次期計画においても、協働の視点を最上位に位置付け、協働をさらに発展させる「緑のパートナーづくり」の視点が必要である。

同時に、市民生活に密接に関わり、良好な都市環境を形成する緑そのものについても、現存する緑は保全し、緑の乏しい場所には緑を創出することで、大小様々な緑のネットワークを形成していくことが重要である。このように、市民にとって身近に緑を感じられる暮らしを創造していくことを目指し、次期計画においても、これまでに引き続き「緑の空間づくり」の視点が必要である。

その上で、緑のパートナーと協働して、緑の空間を活かす「グリーンマネジメント」を新たな視点として取り入れ、自然環境、文化・歴史、都市の魅力と活力、防災、少子高齢化への対応の視点に沿って、緑が持つ様々な効用を発揮させていくことが必要である。

このような、緑のパートナー（人材）、緑の空間に、マネジメントの仕組みを加えた概念は、まさに緑の社会的共通資本といえるものであり、川崎市においては、これらを総称して川崎市独自の「グリーンインフラ」と定義する。グリーンインフラを構築することにより、緑が多様な効用を発揮し、健全な環境を備えた魅力と活力ある都市を市民とともに作り上げていくことが可能となる。

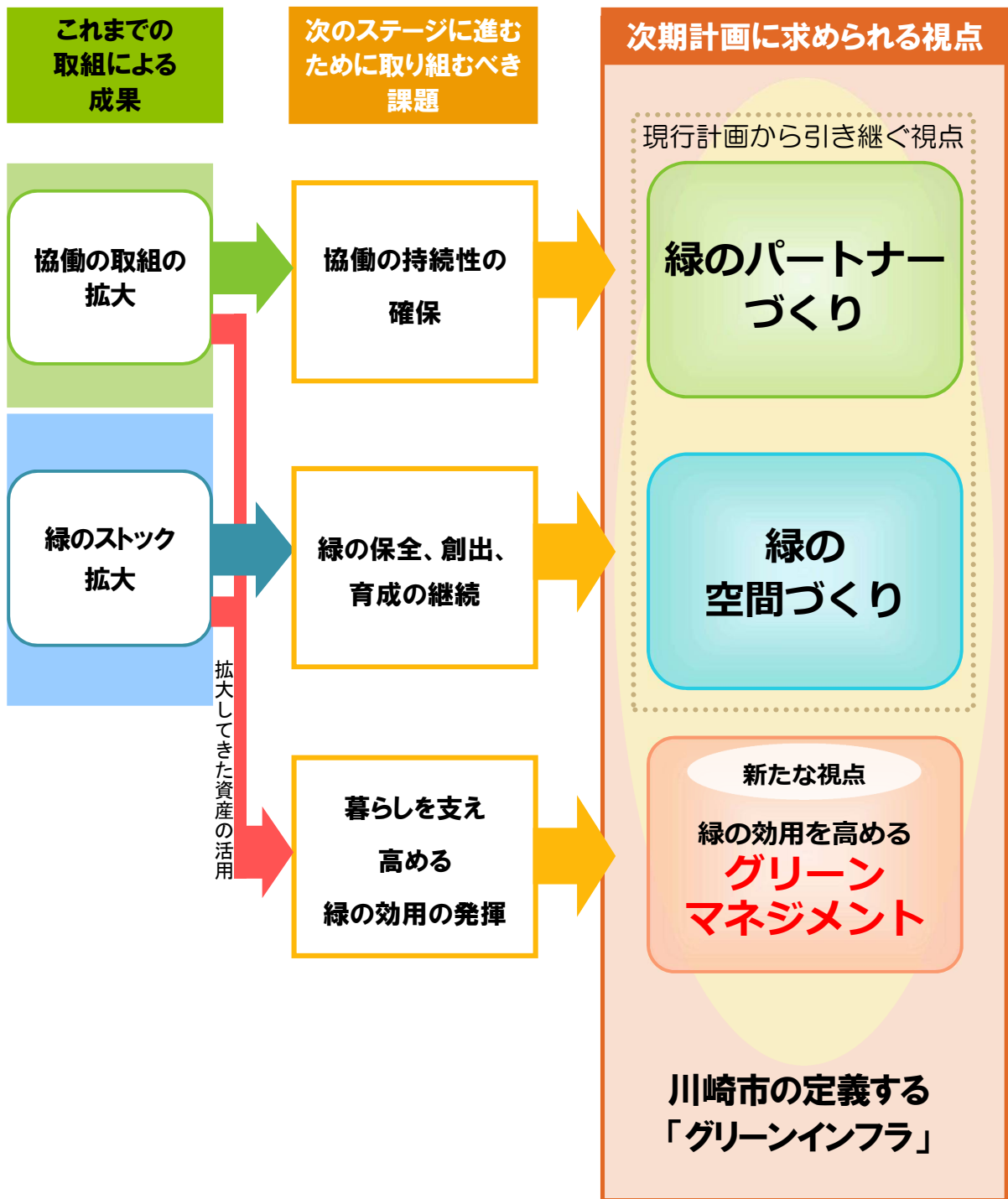


図 次期計画に求められる視点

5 実効性をふまえたプランの作成

(1) 「緑の実施計画」の策定

緑の基本計画の実効性を高めるため、川崎市総合計画と連動した「緑の実施計画」の作成を行い、着実な進行管理を図ることが必要である。

(2) 施策の実施状況の公表とその評価

緑の基本計画を着実に推進するためには、緑の基本計画に基づく施策の実施状況を市民にわかりやすい形で示すことが重要である。施策の実施状況及び成果については、当環境審議会に定期的に報告し、評価を行い、公表していく必要がある。また、こうした取組により一定期間毎に施策の展開手法を点検することが必要である。

(3) 地域の特性を活かした地区別方針の明確化

川崎市は、多摩川に沿って南北に細長い地形となっており、北部と南部では土地利用状況や自然的環境資源の内容、市民の意識などが大きく異なっているため、緑の基本計画の実効性を高めるには地域の状況に応じたきめ細かな施策の展開が必要である。こうしたことから、地域における緑の課題やニーズを反映した、区別の緑の取組方針を示すことが必要である。